

# 北海道沼田町索道事業 安全報告書

令和5年度版  
(2023年～2024年)

沼田町

令和 6年 9月27日

## ASHIMOI KANKO 高穂スキー場

ASHIMOI KANKO 高穂スキー場（沼田町営高穂スキー場）は、昭和54年に単線固定循環式特殊索道を設置し、これまでに町民はもとより近隣住民のスキースポーツを楽しむ施設として広く親しまれて参りました。令和4年にはシングルリフトからペアリフトに改修を行い、より多くの方に安心してご利用いただける施設として生まれ変わりました。

本報告書は、安全の取組みの実績その他安全に関する情報について安全報告書として公表致します。

### ◇利用者の皆様へ

沼田町の索道事業に対して、日頃よりご利用とご理解をいただきありがとうございます。

沼田町は索道事業運営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき輸送の安全確保のための取組みや、安全の実態について自ら振り返るとともに、広くご理解を頂くために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

### ◇基本方針と安全目標

#### 1. 基本方針

町長及び教育長は、安全第一の意識をもって事業活動を行なえる体制の整備に務めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための、管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を定め、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

#### 2. 安全目標

「設備不具合による事故、人身傷害事故の発生件数をゼロとする」

#### 3. 職員等の安全に係る行動範囲（安全の基本理念、安全方針）は次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう務めること。
- (4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

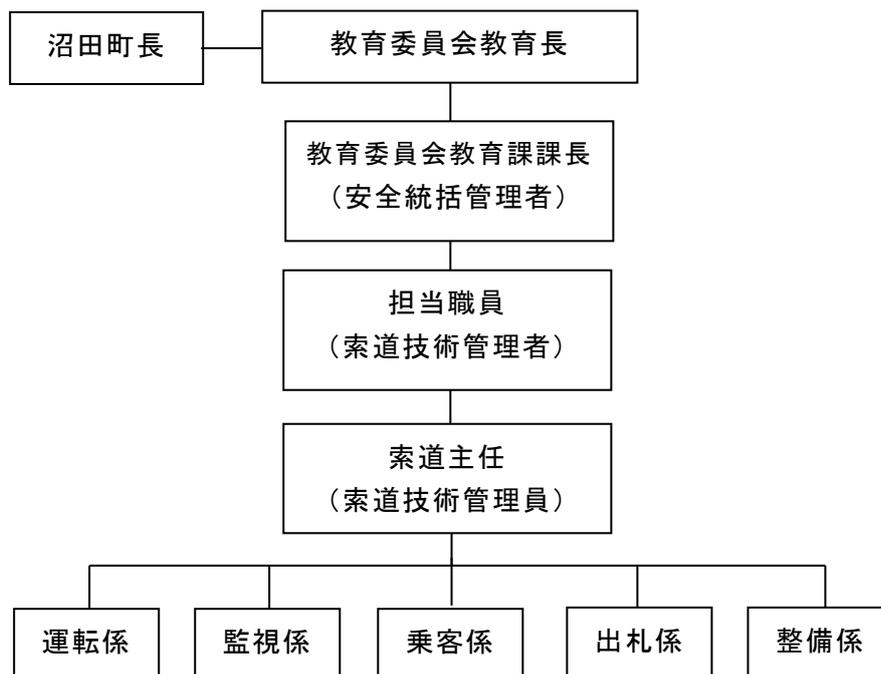
## ◇ 輸送の安全確保のための管理体制

### 輸送の安全の確保に関する組織体制

- (1) 町長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 教育長は町長の命を受け、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
- (3) 教育長は町長の命を受け、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる。
- (4) 教育長は町長の命を受け、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- (5) 町長及び教育長は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
- (6) 教育長は町長の命を受け、事故及び事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下、「事故・災害」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、従業員等に周知・徹底する。

### 安全の確保に関する組織体制

町長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。また、ヒヤリ・ハットについても報告をするよう徹底し、日々の業務に反映させております。



沼田町長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う
教育委員会教育長	輸送の安全を確保するための管理体制の整備・改善を行う
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する
索道技術管理者	安全統括管理者と共に索道の運行の管理、索道施設の保守管理、その他の技術上の事項に関する業務を統括する
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する

## ◇輸送の安全の確保に関する管理方法

安全統括管理者は、次の事項について適切に対応実施致します。

- (1) 情報伝達及び共有に関する事項
- (2) 事故などの防止対策の検討及び実施に関する事項
- (3) 事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
- (4) 安全管理規程に関する周知に関する事項
- (5) 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

## 輸送の安全の確保するための取り組み

- (1) 緊急時対応訓練

高穂スキー場では、万一の「索道事故」や「災害」により、索道が運転不能となった場合や滑走中ケガにより動けなくなった方の発生等を想定し、営業開始前に、従業員一同にて救助訓練やAED訓練を実施しています。

## ◇索道事故（※1）及びインシデントについて

令和5年シーズンの索道事故・インシデント等の発生状況のまとめ

- (1) 索道運転事故発生状況 … 索道運転事故等はありませんでした。
- (2) インシデント（※2）の発生状況 … インシデントの発生はありませんでした。

## ◇利用者の皆さまの連携とお願い

- (1) お客様の声をかたちにしています

より安全で信頼される索道を作るため、皆さまからお寄せいただいた声を役立てています。

- (2) リフト乗車時の注意事項

- ① 乗り方に慣れないお客様は、係員にそのことを申し出てください。
- ② 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を、乗っているリフトから投げ捨てないで下さい。
- ③ 搬器から飛び降りたり、搬器を揺らさないで下さい。
- ④ 衣服・携帯品・髪の毛などが、施設に巻きつかないように注意して下さい。
- ⑤ 改札後は係員の指示に従ってください。

## ◇連絡先

安全報告書へのご感想、当スキー場での安全への取組みに対するご意見をお寄せ下さい。

〒078-2202 北海道雨竜郡沼田町南1条4丁目6番5号  
沼田町教育委員会    Tel 0164-35-2132    Fax 0164-35-1210  
E-mail kyoiku@town.numata.lg.jp

※1 索道事故とは、「索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故、索道人身障害事故」を指します。

1. 索条切断事故                   : 索条が切れた事故を指します。
2. 搬器落下事故                   : 搬器が落下した事故を指します。
3. 搬器衝突事故                   : 搬器が他の搬器、又は工作物と衝突・接触した事故を指します。
4. 搬器火災事故                   : 搬器に火災が発生した事故を指します。
5. 索道人身障害事故               : 搬器の運転により人の死傷を生じた事故（前述の事故に伴うものを除く）を指します。

※2 インシデントとは、重大事故に至る可能性がある潜在的事例のことです。